

令和8年3月19日(木)

令和7年度第2回東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会

資料 15

# 区市町村に対する財政的支援

東京都保健医療局保健政策部  
健康推進課成人保健担当

## 1 各事業の概要

事業名	目的	事業スキーム
保健医療政策区市町村包括補助事業	地域の実情等を踏まえたきめ細かな保健医療サービスを展開するため、身近な地域保健の実施主体である区市町村が、主体的に実施する保健医療分野にわたる事業に対し支援を行い、保健医療サービスの向上を図る	都→区市町村
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	市区町村が実施するがん検診において、「個別の受診勧奨・再勧奨」、「子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布」及び「精密検査及び確定精検未受診者に対する受診再勧奨」事業を促進することで、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡率の減少を図る	国→都→区市町村
マンモグラフィ検査精度向上事業	乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第1位（平成28年全国がん登録罹患率・数報告）となっている状況から、デジタル式マンモグラフィ装置を導入している検診機関等に対し、読影診断の支援が可能な体制整備に対する補助を行うことにより、マンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）の診断精度及び受診率を向上させ、乳がん患者の早期発見並びに死亡率の減少に資する	国→検診機関

区市町村が行うがん検診事業に対する財政的支援として、上記のとおり、3つの事業が挙げられる。

## 2 保健医療政策区市町村包括補助事業

### がん検診精度管理向上事業

目的等	区市町村におけるがん検診の「受診率向上」及び「精度管理向上」を一体的に推進する。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・「受診率向上」として個別勧奨及び再勧奨の実施、がん検診受診利便性向上及び電話による勧奨のためのコールセンター設置費用等</li><li>・「一次検診の精度管理」として、一次検診機関を対象とした精度管理のための調査や会議体等の実施経費</li><li>・「精検未把握・未受診率改善」として、精密検査受診勧奨・指導に係る会計年度任用職員の雇用経費、その他精密検査受診勧奨・精密検査結果把握に必要な経費</li></ul>

### がん予防対策推進計画策定支援事業

目的等	がん検診受診率の向上及び科学的根拠に基づく質の高いがん検診の実施を実現するため、目標や方策を検討する会議体を設置する。
対象経費	がん予防対策にかかる計画の策定、又はがん検診受診率及び精度管理の向上を目的とした会議体の開催に係る経費

## 2 保健医療政策区市町村包括補助事業

### がん検診受診環境整備事業

目的等	がん検診実施主体である区市町村が、住民の年齢構成や加入保険種別割合、所在する医療機関数等、地域の実情に応じた受診促進を効果的に実施できるように支援し、がん検診受診率を目指す。
対象経費	(1) 近隣自治体と連携したがん検診の広域的な受診体制整備に係る経費 (2) がん検診の平日早朝、夜間並びに土休日実施及び複数のがん種、他の健診との同時実施等の受診体制整備に係る経費 (3) がん検診受診に伴う受診者の子の保育所等での一時預かりの実施に係る経費 (4) 乳がん検診・子宮頸がん検診における女性医師及び技師が検診を担当することの周知に係る経費 (5) インターネットでのがん検診予約システムの開発（改修）に係る経費 (6) 広報・啓発資材の全戸配布に係る経費

### がん検診受診率向上事業

目的等	がん検診の受診率と精度管理向上のため、区市町村が実施するがん検診の受診状況等を把握するとともに、がん検診の対象年齢の住民に対して、個別勧奨・再勧奨等の効果的な受診率向上策を実施し、がん予防対策を着実に推進する。
対象経費	・ 個別勧奨・再勧奨通知の印刷及び発送に係る経費 ・ 個別勧奨に合わせた受診状況調査等のデータ集計及び分析に係る経費 ・ 調査及びがん検診台帳整備のためのシステム改修に係る経費 ・ 上記事業実施に必要な経費

## 2 保健医療政策区市町村包括補助事業

### がん検診要精密検査受診者への受診勧奨補助事業

目的等	がん検診で要精密検査となった都民に対して、精密検査受診を促すとともに、精密検査結果を正確に把握するための経費を補助し、「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」（令和6年3月）で示す精密検査受診率の目標値90%以上を達成する。
対象経費	精密検査受診勧奨・指導に係る会計年度任用職員の雇用経費、その他精密検査受診勧奨・精密検査結果把握に必要な経費

### がん予防対策事業

目的等	がん検診受診率を向上するために区市町村が実施する普及啓発事業及び地域住民や関係機関等と協働して取り組む事業を支援する。
対象経費	上記事業を実施するために必要な経費 【事業例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ピンクリボン運動と連携して実施する区市町村の普及啓発事業</li><li>・大腸がん撲滅キャンペーンと連携して実施する区市町村の普及啓発事業</li><li>・子宮頸がん検診のスタート年齢に合わせて成人式等を活用して行う普及啓発事業</li></ul>

## 3 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

### 個別の受診勧奨・再勧奨

目的	市区町村が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図る
対象経費	一定の年齢の者に、下記、事業を実施する経費 (1) 当該年度に実施するがん検診について、 <b>郵送、電話又は電子メール等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</b> (2) 当該年度に実施するがん検診について、 <b>かかりつけ医を通じて、がん検診並びに精密検査及び確定精検に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</b> また、受診勧奨・再勧奨を実施する際は、国立がん研究センターがん対策研究所検診研究部で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。 なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。 (3) (1) 及び (2) を実施するに当たって、厚生労働省が作成した「がん検診受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を参考にして、がん検診受診率向上に有効であることが認められた受診勧奨策を用いた <b>効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨を実施するよう努めること。</b>

## 3 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

### 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布

目的	市区町村が実施する子宮頸がん検診及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けを行いがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図る
対象経費	(1) 対象者に対する <b>クーポン券の送付</b> （事務費） (2) 対象者に対する <b>検診手帳の送付</b> （事務費） (3) 対象者がクーポン券を利用してがん検診を受診する場合の <b>自己負担分の助成措置</b> の実施（検診費）

### 精密検査及び確定精検未受診者に対する受診再勧奨

目的	市区町村が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判定された者及びHPV 検査単独法による子宮頸がん検診において要確定精検と判定された者に対して着実に精密検査及び確定精検を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図る
対象経費	市区町村が実施した胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん及び大腸がんの受診結果で、 <b>要精密検査又は要確定精検となったが、その後、精密検査又は確定精検を受診していない者</b> に対する <b>郵送、電話又は電子メール等による精密検査及び確定精検の受診の有無の把握並びに未受診者への個別の精密検査及び確定精検の受診再勧奨</b> の実施ための経費

## 4 マンモグラフィ検査精度向上事業

補助対象施設	<p>マンモグラフィ検診を実施している検診機関等であって、デジタル式マンモグラフィ装置により撮影された画像の読影支援のためのシステム（以下「マンモグラフィ画像読影支援システム」という。）の整備を行おうとする次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 都道府県</li><li>(2) 市町村</li><li>(3) 厚生労働大臣が認める者（この要綱に基づき整備した機器により、マンモグラフィ検診を実施する者に限る。）</li></ul>
補助対象機器等	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 補助できる対象機器等は、次に掲げるものとする。<ul style="list-style-type: none"><li>ア マンモグラフィ画像読影支援システム</li><li>イ その他、マンモグラフィ画像読影支援システムに必要と認められるもの（機器の搬入、施設の改築等に要する経費を除く。）</li></ul></li><li>(2) 次に掲げる費用は、補助の対象としない。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 人件費</li><li>イ 消耗品費</li><li>ウ 光熱水料</li><li>エ その他整備費として適当と認められない費用</li></ul></li></ul>